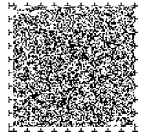

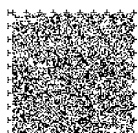

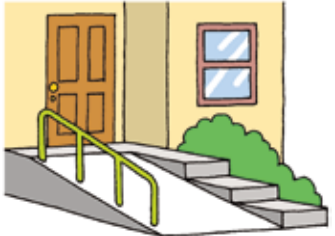


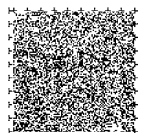
サービスの種類	要介護1～5の方	要支援1・2の方												
<p>訪問 リハビリテーション 介護予防訪問 リハビリテーション</p> 	<p>居宅での生活行為を向上させるために、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問によるリハビリテーションを行います。</p> <p>■サービス費用のめやす(1回につき)</p> <table border="1" data-bbox="715 526 1321 586"> <tr> <td>費用 (利用者負担1割の場合)</td> </tr> <tr> <td>3,070円 (307円)</td> </tr> </table>	費用 (利用者負担1割の場合)	3,070円 (307円)	<p>居宅での生活行為を向上させる訓練が必要な場合に、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問により短期集中的なリハビリテーションを行います。</p>										
費用 (利用者負担1割の場合)														
3,070円 (307円)														
<p>訪問看護 介護予防訪問看護</p> 	<p>疾患などを抱えている方について、看護師などが居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行います。</p> <p>■サービス費用のめやす(1回につき)</p> <table border="1" data-bbox="614 1146 1002 1299"> <tr> <th colspan="2">費用 (利用者負担1割の場合)</th> </tr> <tr> <td>訪問看護ステーションから (30分未満)</td> <td>4,700円(470円)</td> </tr> <tr> <td>病院または診療所から (30分未満)</td> <td>3,980円(398円)</td> </tr> </table>	費用 (利用者負担1割の場合)		訪問看護ステーションから (30分未満)	4,700円(470円)	病院または診療所から (30分未満)	3,980円(398円)	<p>疾患などを抱えている方について、看護師などが居宅を訪問して、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助を行います。</p> <p>■サービス費用のめやす(1回につき)</p> <table border="1" data-bbox="1034 1146 1428 1299"> <tr> <th colspan="2">費用 (利用者負担1割の場合)</th> </tr> <tr> <td>訪問看護ステーションから (30分未満)</td> <td>4,500円(450円)</td> </tr> <tr> <td>病院または診療所から (30分未満)</td> <td>3,810円(381円)</td> </tr> </table>	費用 (利用者負担1割の場合)		訪問看護ステーションから (30分未満)	4,500円(450円)	病院または診療所から (30分未満)	3,810円(381円)
費用 (利用者負担1割の場合)														
訪問看護ステーションから (30分未満)	4,700円(470円)													
病院または診療所から (30分未満)	3,980円(398円)													
費用 (利用者負担1割の場合)														
訪問看護ステーションから (30分未満)	4,500円(450円)													
病院または診療所から (30分未満)	3,810円(381円)													
<p>居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導</p> 	<p>医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。</p> <p>■サービス費用のめやす</p> <table border="1" data-bbox="715 1713 1321 1870"> <tr> <th colspan="2">費用 (利用者負担1割の場合)</th> </tr> <tr> <td>医師による指導 (1か月に2回まで) ※同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合</td> <td>5,140円 (514円)</td> </tr> </table>	費用 (利用者負担1割の場合)		医師による指導 (1か月に2回まで) ※同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合	5,140円 (514円)	<p>医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を行います。</p>								
費用 (利用者負担1割の場合)														
医師による指導 (1か月に2回まで) ※同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合	5,140円 (514円)													



サービスの種類	要介護1～5の方	要支援1・2の方
<p>福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与</p> 	<p>日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車いす ・車いす付属品 ・特殊寝台 ・特殊寝台付属品 ・床ずれ防止用具 ・体位変換器（起き上がり補助装置を含む） ・てすり（工事をとみなわないもの） ・スロープ（工事をとみなわないもの） ・歩行器 ・歩行補助つえ ・認知症老人徘徊感知機器（離床センサーを含む） ・移動用リフト（つり具の部分を除く、階段移動用リフトを含む） ・自動排泄処理装置（レシーバー、チューブ、タンク等を除く） <p>■サービス費用のめやす 実際に貸与に要した費用に応じて異なります。</p>	<p>要支援者の自立支援に効果のある福祉用具を貸与します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・てすり（工事をとみなわないもの） ・スロープ（工事をとみなわないもの） ・歩行器 ・歩行補助つえ <p>■サービス費用のめやす 実際に貸与に要した費用に応じて異なります。</p>
<p>軽度者に対する福祉用具の貸与</p> <p>要介護1及び要支援1・2の方には、車いす・車いす付属品・特殊寝台・特殊寝台付属品・床ずれ防止用具・体位変換器・認知症老人徘徊感知機器・移動用リフト（つり具の部分を除く）は、原則として保険給付の対象となりません。また、要介護1～3及び要支援1・2の方には自動排泄処理装置（レシーバー、チューブ、タンク等を除く）は、原則として保険給付の対象となりません。ただし、本人の心身の状態によっては給付の対象とすることができますので、担当のケアマネジャーにご相談ください（ケアマネジャーから市へ申請が必要です）。</p>		



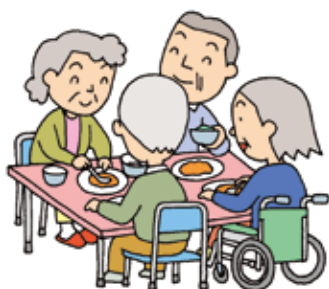
サービスの種類	要介護1～5の方	要支援1・2の方
<p>特定福祉用具販売 (福祉用具購入費の支給)</p> <p>特定介護予防福祉用具販売 (介護予防福祉用具購入費の支給)</p> 	<p>要介護・要支援認定を受けている在宅の方が入浴や排せつなどに使用する福祉用具（衛生的に貸与が困難なもの等）を購入した際に、1年度につき10万円を上限に、費用の9割（一定以上所得者は7割または8割）を支給します。</p> <p>■対象となる福祉用具の種類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・腰掛便座 ・入浴補助用具 ・自動排泄処理装置の交換可能部品 ・簡易浴槽 ・移動用リフトのつり具の部分 <p>■手続きの流れ</p> <p>要介護・要支援認定を受ける</p> <p>↓</p> <p>ケアマネジャーまたは指定事業所の福祉用具専門相談員に相談</p> <p>↓</p> <p>指定事業所から用具の購入</p> <p>↓</p> <p>市へ購入費の支給申請</p> <p>↓</p> <p>市から購入費の支給（費用の9割～7割相当額）</p> <p>■購入上の注意</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要介護、要支援の認定を受けていない方、病院や施設に入院（所）中の方、都道府県や市の指定を受けた事業所以外から購入した場合は、支給の対象となりません。 ・事前に必ずケアマネジャーや福祉用具専門相談員に相談の上、最適な用具を購入するようにしてください。 <p>■申請に必要なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書 ・領収書（領収書は原本で被保険者氏名、購入品目、購入金額が記載されているもの） ・購入した福祉用具のカタログやパンフレット（写しで可） ・福祉用具サービス計画書の写し 	
<p>住宅改修費支給 介護予防住宅改修費支給</p> 	<p>要介護・要支援認定を受けている在宅の方が、安全に自立した生活を続けるための住宅の改修をする際に、支給限度基準額の20万円のうちかかった費用の9割（一定以上所得者は7割または8割）を支給します。なお、同一の家屋については、20万円まで分割して利用することができます。</p> <p>■住宅改修の種類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手すりの取付け ・段差の解消 ・引き戸等への扉の取替え ・滑りの防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更 ・洋式便器等への便器の取替え ・その他上記の改修に伴って必要となる工事 <p>■手続きの流れ</p> <p>要介護、要支援認定を受ける</p> <p>↓</p> <p>ケアマネジャーに相談</p> <p>↓</p> <p>施工業者の選択・見積もり依頼</p> <p>↓</p> <p>市へ事前に申請</p> <p>↓</p> <p>市の承認後、住宅改修の実施</p> <p>↓</p> <p>施工業者へ費用の支払い</p> <p>↓</p> <p>市へ支給の申請</p> <p>↓</p> <p>市から住宅改修費の支給（費用の9割～7割相当額）</p> <p>■次の場合は支給の対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要介護、要支援の認定を受けてない方 ・市の承認を受けずに住宅改修をした場合（承認を受けた後、改修内容を変更した場合も含む） ・入院中、施設入所中の方 ・新築または増築工事 ・介護保険被保険者証の住所と異なる住宅の改修をする場合 	



短期間入所する

サービスの種類

短期入所生活介護／療養介護（ショートステイ）
 介護予防短期入所生活介護／療養介護



要介護1～5の方

介護老人福祉施設や医療施設に短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

- サービス費用のめやす(1日につき)
- 短期入所生活介護
介護老人福祉施設(併設型・多床室)

費用 (利用者負担1割の場合)	
要介護1	5,960円 (596円)
要介護2	6,650円 (665円)
要介護3	7,370円 (737円)
要介護4	8,060円 (806円)
要介護5	8,740円 (874円)

- 短期入所療養介護
介護老人保健施設(従来型・多床室)

費用 (利用者負担1割の場合)	
要介護1	8,270円 (827円)
要介護2	8,760円 (876円)
要介護3	9,390円 (939円)
要介護4	9,910円 (991円)
要介護5	10,450円 (1,045円)

要支援1・2の方

介護老人福祉施設や医療施設に短期間入所して、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

- サービス費用のめやす(1日につき)
- 介護予防短期入所生活介護
介護老人福祉施設(併設型・多床室)

費用 (利用者負担1割の場合)	
要支援1	4,460円 (446円)
要支援2	5,550円 (555円)

- 介護予防短期入所療養介護
介護老人保健施設(従来型・多床室)

費用 (利用者負担1割の場合)	
要支援1	6,100円 (610円)
要支援2	7,680円 (768円)

在宅に近い暮らしをする

特定施設入居者生活介護

介護予防特定施設入居者生活介護

※ 早めの住み替えに対応するため、生活相談やケアプラン作成は施設で行い、サービスは外部の事業者が提供する外部サービス利用型の事業所もあります。



有料老人ホームなどに入居している高齢者に、日常生活上の支援や介護を提供します。

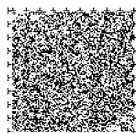
- サービス費用のめやす(1日につき)

費用 (利用者負担1割の場合)	
要介護1	5,380円 (538円)
要介護2	6,040円 (604円)
要介護3	6,740円 (674円)
要介護4	7,380円 (738円)
要介護5	8,070円 (807円)

有料老人ホームなどに入居している高齢者に、介護予防を目的とした日常生活上の支援や介護を提供します。

- サービス費用のめやす(1日につき)

費用 (利用者負担1割の場合)	
要支援1	1,820円 (182円)
要支援2	3,110円 (311円)



施設サービス

※要介護1～5の方が利用できます。(要支援1・2の方は利用できません)。
介護老人福祉施設においては入所要件があります。

施設に入所する

サービスの種類

要介護1～5の方 (介護老人福祉施設においては入所要件があります)

介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)



常時介護が必要で居宅での生活が困難な方が入所して、日常生活上の支援や介護が受けられます。

(入所要件)

- 常時介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な要介護3以上の方
- 要介護1または要介護2の方については、以下に当てはまる場合に、施設が市町村(保険者)の意見を聞いたうえで判断します。

- (1) 認知症で、日常生活に支障を来すような症状等が頻繁に見られること
- (2) 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状等が頻繁に見られること
- (3) 深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難な状況であること
- (4) 単身世帯等家族等の支援が期待できず、地域での介護サービス等の供給が不十分であること

■サービス費用のめやす(30日の場合)
※多床室の場合

費用(利用者負担1割の場合)	
要介護1	171,900円(17,190円)
要介護2	192,300円(19,230円)
要介護3	213,600円(21,360円)
要介護4	234,000円(23,400円)
要介護5	254,100円(25,410円)

介護老人保健施設 (老人保健施設)

状態が安定している方が在宅復帰できるように、リハビリテーションを中心としたケアを行います。

■サービス費用のめやす(30日の場合)
※多床室の場合

費用(利用者負担1割の場合)	
要介護1	236,400円(23,640円)
要介護2	250,800円(25,080円)
要介護3	269,400円(26,940円)
要介護4	284,700円(28,470円)
要介護5	300,900円(30,090円)

介護療養型医療施設 (療養病床等)

長期の療養を必要とする方に、医療、看護、介護、リハビリテーションを行います。

■サービス費用のめやす(30日の場合)
※多床室の場合

費用(利用者負担1割の場合)	
要介護1	205,800円(20,580円)
要介護2	234,300円(23,430円)
要介護3	294,600円(29,460円)
要介護4	321,000円(32,100円)
要介護5	343,800円(34,380円)

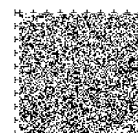
介護医療院

平成30年4月に創設

長期の療養を必要とする方に、医療と日常生活上の介護を一体的に行います。

■サービス費用のめやす(30日の場合)
※多床室の場合

費用(利用者負担1割の場合)	
要介護1	247,500円(24,750円)
要介護2	280,200円(28,020円)
要介護3	351,300円(35,130円)
要介護4	381,300円(38,130円)
要介護5	408,600円(40,860円)



地域密着型サービス

※サービスの種類の項で下段に細字で示されているものは、要支援1・2の方が利用できるサービスの名称です。

介護が必要な状態になっても、高齢者が住みなれた地域で暮らし続けられるようにするためには、身近な地域ごとにサービスの拠点をつくり、支援していくことが必要です。そこで、要介護1～5、要支援1・2の方のために地域の実情に合わせて市区町村が整備する、「地域密着型サービス」として、以下のようなサービスが行われます。

住みなれた地域での生活を支援する

サービスの種類

サービスの内容

小規模多機能型 居宅介護

介護予防小規模
多機能型居宅介護

通いを中心に、利用者の心身の状態や希望に応じて訪問や泊まりのサービスを組み合わせて多機能なサービスを提供する小規模な拠点です。

※同一建物に居住する者以外の利用者に対して行う場合

■サービス費用のめやす（1か月につき）

費用（利用者負担1割の場合）		
要支援1	34,380円	(3,438円)
要支援2	69,480円	(6,948円)
要介護1	104,230円	(10,423円)
要介護2	153,180円	(15,318円)
要介護3	222,830円	(22,283円)
要介護4	245,930円	(24,593円)
要介護5	271,170円	(27,117円)

認知症対応型通所介護

介護予防認知症
対応型通所介護



認知症の方を対象に家族的な雰囲気でのサービスなど専門的なケアを提供する通所介護です。

■サービス費用のめやす（1回につき）

（7時間以上8時間未満）
単独型の事業所を利用する場合

費用（利用者負担1割の場合）		
要支援1	8,590円	(859円)
要支援2	9,590円	(959円)
要介護1	9,920円	(992円)
要介護2	11,000円	(1,100円)
要介護3	12,080円	(1,208円)
要介護4	13,160円	(1,316円)
要介護5	14,240円	(1,424円)

認知症対応型 共同生活介護 （グループホーム）

介護予防認知症対応型
共同生活介護

※要支援1の方は利用できません。

認知症高齢者がスタッフの介護を受けながら共同生活する住居です。

■サービス費用のめやす（1日につき）

ユニット数が2以上の場合

費用（利用者負担1割の場合）		
要支援2	7,480円	(748円)
要介護1	7,520円	(752円)
要介護2	7,870円	(787円)
要介護3	8,110円	(811円)
要介護4	8,270円	(827円)
要介護5	8,440円	(844円)

地域密着型 介護老人福祉施設 入所者生活介護 （小規模特別養護老人ホーム）

※要支援1・2の方は利用できません。

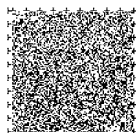
入所定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設に入所し、生活機能の向上を目指して介護や機能訓練及び療養上の世話を受けます。



※介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）と同様の入所要件になります（P35参照）

■サービス費用のめやす（1日につき）

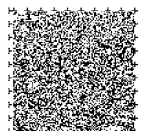
ユニット型個室を利用した場合

費用（利用者負担1割の場合）		
要介護1	6,610円	(661円)
要介護2	7,300円	(730円)
要介護3	8,030円	(803円)
要介護4	8,740円	(874円)
要介護5	9,420円	(942円)



サービスの種類	サービスの内容																						
<p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護</p> <p>※要支援1・2の方は利用できません。</p> 	<p>日中・夜間を通じて、定期的な巡回と随時の通報により居宅を訪問してもらい、入浴、排せつ、食事などの介護や、日常生活上の緊急時の対応などが受けられます。</p>	<p>■サービス費用のめやす（1か月につき） 訪問看護サービス一体型の場合</p> <table border="1" data-bbox="991 286 1422 504"> <thead> <tr> <th colspan="3">費用（利用者負担1割の場合）</th> </tr> <tr> <th></th> <th>訪問看護なし</th> <th>訪問看護あり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要介護1</td> <td>56,970円（5,697円）</td> <td>83,120円（8,312円）</td> </tr> <tr> <td>要介護2</td> <td>101,680円（10,168円）</td> <td>129,850円（12,985円）</td> </tr> <tr> <td>要介護3</td> <td>168,830円（16,883円）</td> <td>198,210円（19,821円）</td> </tr> <tr> <td>要介護4</td> <td>213,570円（21,357円）</td> <td>244,340円（24,434円）</td> </tr> <tr> <td>要介護5</td> <td>258,290円（25,829円）</td> <td>296,010円（29,601円）</td> </tr> </tbody> </table>	費用（利用者負担1割の場合）				訪問看護なし	訪問看護あり	要介護1	56,970円（5,697円）	83,120円（8,312円）	要介護2	101,680円（10,168円）	129,850円（12,985円）	要介護3	168,830円（16,883円）	198,210円（19,821円）	要介護4	213,570円（21,357円）	244,340円（24,434円）	要介護5	258,290円（25,829円）	296,010円（29,601円）
費用（利用者負担1割の場合）																							
	訪問看護なし	訪問看護あり																					
要介護1	56,970円（5,697円）	83,120円（8,312円）																					
要介護2	101,680円（10,168円）	129,850円（12,985円）																					
要介護3	168,830円（16,883円）	198,210円（19,821円）																					
要介護4	213,570円（21,357円）	244,340円（24,434円）																					
要介護5	258,290円（25,829円）	296,010円（29,601円）																					
<p>看護小規模多機能型居宅介護</p> <p>※要支援1・2の方は利用できません。</p> 	<p>小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、通所・訪問・短期間の宿泊で、介護や医療・看護のケアが受けられます。</p> <p>※同一建物に居住する者以外の利用者に対して行う場合</p>	<p>■サービス費用のめやす（1か月につき）</p> <table border="1" data-bbox="991 716 1422 898"> <thead> <tr> <th colspan="2">費用（利用者負担1割の場合）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要介護1</td> <td>124,380円（12,438円）</td> </tr> <tr> <td>要介護2</td> <td>174,030円（17,403円）</td> </tr> <tr> <td>要介護3</td> <td>244,640円（24,464円）</td> </tr> <tr> <td>要介護4</td> <td>277,470円（27,747円）</td> </tr> <tr> <td>要介護5</td> <td>313,860円（31,386円）</td> </tr> </tbody> </table>	費用（利用者負担1割の場合）		要介護1	124,380円（12,438円）	要介護2	174,030円（17,403円）	要介護3	244,640円（24,464円）	要介護4	277,470円（27,747円）	要介護5	313,860円（31,386円）									
費用（利用者負担1割の場合）																							
要介護1	124,380円（12,438円）																						
要介護2	174,030円（17,403円）																						
要介護3	244,640円（24,464円）																						
要介護4	277,470円（27,747円）																						
要介護5	313,860円（31,386円）																						
<p>地域密着型通所介護</p>	<p>定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行います。</p>	<p>■サービス費用のめやす（1回につき） （7時間以上8時間未満）</p> <table border="1" data-bbox="991 1191 1422 1373"> <thead> <tr> <th colspan="2">費用（利用者負担1割の場合）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要介護1</td> <td>7,500円（750円）</td> </tr> <tr> <td>要介護2</td> <td>8,870円（887円）</td> </tr> <tr> <td>要介護3</td> <td>10,280円（1,028円）</td> </tr> <tr> <td>要介護4</td> <td>11,680円（1,168円）</td> </tr> <tr> <td>要介護5</td> <td>13,080円（1,308円）</td> </tr> </tbody> </table>	費用（利用者負担1割の場合）		要介護1	7,500円（750円）	要介護2	8,870円（887円）	要介護3	10,280円（1,028円）	要介護4	11,680円（1,168円）	要介護5	13,080円（1,308円）									
費用（利用者負担1割の場合）																							
要介護1	7,500円（750円）																						
要介護2	8,870円（887円）																						
要介護3	10,280円（1,028円）																						
要介護4	11,680円（1,168円）																						
要介護5	13,080円（1,308円）																						

※原則として久留米市の被保険者は、他の市町村に所在する事業所のサービスを利用できません。



サービスの利用者負担

原則として〈費用の1割～3割〉を負担します。

介護保険のサービスを利用するときは、原則として費用の1割（一定以上所得者は2割または3割）を利用者が負担し、残りは介護保険から給付されます。また、通所サービスや施設サービスを利用するときは、費用の自己負担分以外に食費等を全額自己負担する必要があります。

● 自宅で利用するサービス（ホームヘルプ等）

1 2 サービス費用の1割～3割



● 施設に通って利用するサービス（デイサービス等）

1 2 サービス費用の1割～3割



+

食費



+

日常生活費

- 身の回り品の費用
 - 教養娯楽費
- など

● 施設に宿泊または入居して利用するサービス（グループホームを含む）

1 2 サービス費用の1割～3割



+

3 食費



+

3 滞在費等



+

日常生活費

- 身の回り品の費用
 - 教養娯楽費
- など

● 施設サービス

1 サービス費用の1割～3割



+

3 食費



+

3 居住費



+

日常生活費

- 身の回り品の費用
 - 教養娯楽費
- など

■ 利用者負担の軽減

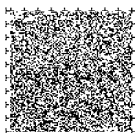
1	在宅サービス、施設サービスの利用者負担	高額介護サービス費 高額医療・高額介護合算制度	40ページ 41ページ
2	在宅サービスの利用者負担	介護保険サービス利用者負担額助成金	40ページ
3	ショートステイ、施設サービスの食費、居住費（滞在費）	負担限度額認定	39ページ

■ 在宅サービスの費用

在宅サービスの利用にあたっては、要介護状態区分に応じて、利用できる金額に上限（支給限度額）が設定されており、限度額内で利用された費用の1割（一定以上所得者は2割または3割）が自己負担となります。もし限度額を超えてサービスを利用する場合、その分は全額自己負担となります。

要介護等状態区分	1か月の支給限度額	
要支援1・事業対象者	50,320円	(5,032円)
要支援2	105,310円	(10,531円)
要介護1	167,650円	(16,765円)
要介護2	197,050円	(19,705円)
要介護3	270,480円	(27,048円)
要介護4	309,380円	(30,938円)
要介護5	362,170円	(36,217円)

() 内は利用者負担が1割の場合



■施設サービス・ショートステイを利用した時の費用

施設サービス、ショートステイを利用した場合、サービス費用の1割（一定以上所得者は2割または3割）、食費、居住費（滞在費）、日常生活費が利用者の負担となります。

食費・居住費（滞在費）は、施設と利用者との契約により決められますが、施設の平均的な費用をもとに、基準費用額が定められています。

●食費・居住費（滞在費）の基準費用額（1日あたり）

食費	居住費（滞在費）			
	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
1,392円 令和3年8月から1,445円	2,006円	1,668円	1,668円（1,171円）	377円（855円）

※（ ）内は、特別養護老人ホーム・短期入所生活介護の場合の金額です。

■食費・居住費の負担を軽くするために **毎年申請が必要です**

<低所得者の負担限度額>

低所得の方は、施設サービス、ショートステイの利用が困難とならないよう、申請により食費・居住費（滞在費）が軽減される場合があります。軽減を受けるには、市に申請して「介護保険負担限度額認定証」の交付を受け、施設に認定証を提示する必要があります。

認定証には有効期限があり、**毎年更新の手続きが必要となります**ので、ご注意ください。

●認定要件（①～③全てを満たす必要があります）

① 市民税非課税世帯

② 配偶者も市民税非課税（世帯分離をしている場合も含む）

③ 預貯金等が単身で1,000万円、夫婦で2,000万円以下

③については、令和3年8月から
預貯金等の金額が利用者負担段階別になります。

- ・第1段階：預貯金等が単身1,000万円、夫婦2,000万円以下
- ・第2段階：預貯金等が単身 650万円、夫婦1,650万円以下
- ・第3段階①：預貯金等が単身 550万円、夫婦1,550万円以下
- ・第3段階②：預貯金等が単身 500万円、夫婦1,500万円以下

預貯金等に含まれるもの	確認方法
預貯金（普通・定期）	通帳の写しなど
有価証券（株式・国債・地方債・社債等）	証券会社や銀行の口座残高の写しなど
金・銀（積立購入を含む）等、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座残高の写しなど
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写しなど
タンス預金（現金）	自己申告
負債（住宅ローン等）	借用証書など

！ポイント

預貯金等に含まれないもの
 生命保険、自動車、腕時計・宝石など時価評価額の把握が困難な貴金属、絵画・骨董品、家財など

●1日あたりの負担限度額

令和3年8月から 第3段階が細分化され、食費の負担限度額が一部変わります。

負担段階区分	食費		居住費（滞在費）					
	施設サービス	短期入所サービス	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室		
第1段階	生活保護受給者		300円	300円	820円	490円	490円（320円）	0円
第2段階	老齢福祉年金受給者		300円	300円	820円	490円	490円（320円）	0円
	合計所得金額＋年金収入額が年額80万円以下の方		390円	390円 令和3年8月から600円	820円	490円	490円（420円）	370円
第3段階	第2段階に該当しない方（令和3年7月まで）		650円	650円	1,310円	1,310円	1,310円（820円）	370円
	令和3年8月から	第3段階① 合計所得金額＋年金収入額が年額80万円超120万円以下の人	650円	1,000円	1,310円	1,310円	1,310円（820円）	370円
		第3段階② 合計所得金額＋年金収入額が年額120万円超の人	1,360円	1,300円	1,310円	1,310円	1,310円（820円）	370円

※（ ）内は、特別養護老人ホーム・短期入所生活介護の場合の限度額です。

※第2段階、第3段階の負担段階区分決定の際に、非課税年金も勘案対象となります。

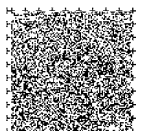
※「合計所得金額」は公的年金等以外の所得で長期・短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額です。合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。

●対象施設

●特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院の食費と居住費

●ショートステイ（短期入所生活介護／療養介護）の食費と滞在費

※上記以外の施設における食費及び居住費、通所介護や通所リハビリの食費は対象となりません。



■利用者負担（費用の1割～3割）が高額になったとき

初回のみ申請が必要です

＜高額介護サービス費＞

利用者が同じ月内に利用した在宅サービスまたは施設サービスの利用者負担の合計（同じ世帯に複数の利用者がいる場合は世帯合算額）が下記の上限額を超えたときは、申請により超えた分が後から支給されます。1度申請されると以降は該当があればその都度自動的に支給を受けられます。

利用者負担額の確認にあたって領収書の提出は不要ですが、サービス提供先からの請求実績に基づいて計算を行うため、支給は最短でも利用月の3か月後以降となります。

令和3年8月から 現役並み所得者の区分が細分化され、上限額が一部変わります。

●1か月の利用者負担の上限額

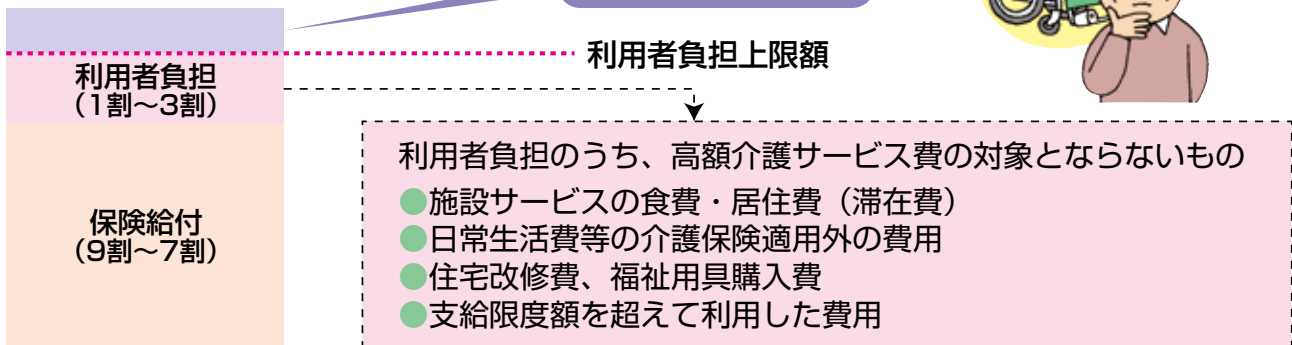
利用者負担段階区分		利用者負担上限額
第1段階	非市 課税民 世帯税	老齢福祉年金受給者等 個人単位で15,000円
第2段階		合計所得金額＋課税年金収入額が年間80万円以下の方 世帯合計で24,600円 個人単位で15,000円
第3段階		合計所得金額＋課税年金収入額が年間80万円超の方 世帯合計で24,600円
第4段階		一般市民税課税世帯 世帯合計で44,400円
第5段階	8月 令和3 年から	現役並み所得者（令和3年7月まで） 世帯合計で44,400円
		年収約383万円以上約770万円未満 世帯合計で44,400円
		年収約770万円以上約1,160万円未満 世帯合計で93,000円
		年収約1,160万円以上 世帯合計で140,100円

●現役並み所得者とは…同一世帯に市民税課税所得145万円以上の第1号被保険者がいて、収入が単身383万円以上、2人以上520万円以上の方

●「合計所得金額」は公的年金等以外の所得で長期・短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額です。合計所得金額に給与所得が含まれている場合は給与所得から10万円を控除した金額を用います。

●サービス費用の内訳

高額介護サービス費



■介護保険料の減免を受けている方へのサービス利用料の助成

＜介護保険サービス利用者負担額助成金＞

在宅で介護保険サービスを利用している方で著しく支払いが困難な方については、申請によりその利用者負担額の一部の助成を受けられます。

●対象者

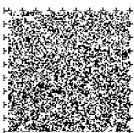
久留米市から要介護・要支援認定を受けているまたは事業対象者の方で、かつ『久留米市介護保険料減免取扱要綱』の第8条による介護保険料の減免を受けている方。

●助成額

原則として、介護保険の在宅サービスの利用者負担額（費用の1割～3割）からサービス費用の5%を控除した額の助成が受けられます（サービス費の5%が自己負担となります）。ただし、高額介護サービス費等の他の軽減制度が利用できる場合は、他の軽減制度適用後の額が助成の対象となります。

●助成の方法と対象期間

介護保険料の減免を受けた後で、助成対象者となるための確認申請を行ってください。助成対象者となることと決定すると、確認申請月の初日から直近の6月30日まで助成を受けられます（確認申請は毎年必要です）。なお、実際に助成を受けるには、サービスの利用後に領収書を添付して、その都度助成金の申請をする必要があります。

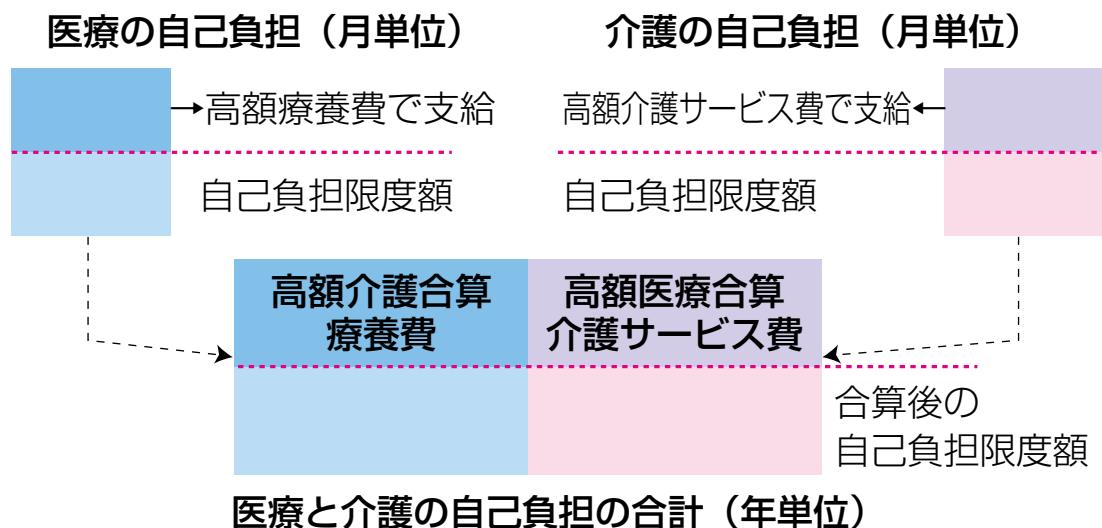


■介護保険と医療保険の利用者負担が高額になったとき

＜高額医療・高額介護合算制度＞

介護保険と医療保険の両方の利用者負担を年間で合算し高額になり、下記の自己負担限度額を超えたときは、申請により超えた分が後から支給されます。

同じ医療保険制度に加入していて、医療と介護の両方の自己負担がある世帯が対象となります。



1年ごとに
申請が必要です

支給を受けるには、原則7月31日に加入している医療保険の窓口への申請が必要です。期間内に複数の介護保険や医療保険制度に加入歴があれば、当時の保険者が発行する「自己負担額証明書」等が必要となる場合もあります。詳しくは医療保険の窓口におたずねください。

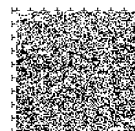
●自己負担限度額 (8月1日～翌年7月31日の合計)

所得 (基礎控除後の総所得金額等)	70歳未満の方が いる世帯	所得区分	70～74歳の方 がいる世帯	後期高齢者医療制度で 医療を受ける方が いる世帯
901万円超	212万円	課税所得690万円以上	212万円	212万円
600万円超901万円以下	141万円	課税所得380万円以上	141万円	141万円
210万円超600万円以下	67万円	課税所得145万円以上	67万円	67万円
210万円以下	60万円	一般	56万円	56万円
		低所得者Ⅱ	31万円	31万円
住民税非課税世帯	34万円	低所得者Ⅰ※	19万円	19万円

●この表の自己負担限度額+500円が実際の支給基準額となり、介護と医療の自己負担額の合計が支給基準額を超えた場合に、自己負担額の合計から自己負担限度額を差し引いた額が介護と医療の自己負担比率に応じてそれぞれの制度から分割して支給されます。

●合算できる自己負担の範囲は、高額介護サービス費や高額療養費と同様（食費や日常生活費、介護保険の住宅改修費等は対象外）で、また高額介護サービス費や高額療養費の支給対象額は、合算計算上の自己負担額には含まれません。

※70歳以上の低所得者Ⅰの世帯で介護サービス利用者が複数いる場合、高額介護サービス費12か月分の限度額295,200円との均衡を保つため、医療保険からの支給は限度額19万円で計算し、介護保険からの支給は31万円で再計算します。



介護保険サービスの適正利用

介護保険サービスは、介護を必要とする高齢者の生活をより快適にしてくれます。ただし、必要以上にサービスを利用することや、利用者本人にあわないサービスの利用は、自立を促すのとは反対の結果を招いてしまうおそれもあります。現在サービスを利用している方も、これから利用する方も、サービスについてチェックしておきましょう。

「してほしいこと」だけにとらわれない

介護保険は、利用者がサービスを選んで利用する制度です。しかし、単に希望や要望だけでサービスを選ぶのではなく、あくまでも、自立を目的とすることが大切です。

からだの状態に見合った利用を

高齢者のからだの状態は変化しやすく、介護の必要性も常に一定とは限りませんのでサービス内容を定期的に見直し、利用者本人にあったサービスを利用するように心がけましょう。



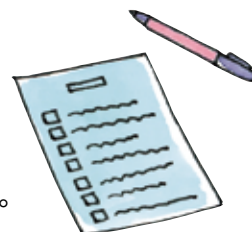
● 上手な事業者の選び方 ●

介護保険は、利用者がサービスの種類やその提供事業者を自ら選択するしくみで、その選択が満足度に直結します。ですから、必要なサービスを十分に吟味することと、よりよい事業者を選ぶために、事業者情報を参考にすることはもちろん地域の評判を聞いたり、施設を見学することで自ら情報収集することはとても大切です。また、実際に契約するにあたっては、サービスの内容について十分確認しておくことが大切です。

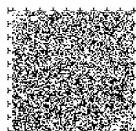
ここでは事業者を選ぶ際に事業者が提示する義務のある重要事項説明書や説明を受ける時にチェックしておきたいおもな項目をご紹介します。

● 事業者を選ぶときに確認しておきましょう ●

- あなたが利用したいときに、利用できますか（日曜日や連休、年末年始など）。
- あなたの希望を反映してもらえますか。
- 介護保険が使えるサービスと使えないサービスがはっきりとわかりますか。
- 利用料と支払い方法は、わかりやすいですか。
- 苦情や相談、意見を受け付ける担当者は誰かはっきりしていますか。
- 緊急時の対応は、はっきりしていますか。また、まかせてよいと思いますか。
- 事故が起こったときの対応や補償に納得できますか。



サービスの利用を開始してからも、内容に納得できないときなどは、事業者をかえることができます。疑問に思うことや困ったことがあれば、市や地域包括支援センター、ケアマネジャーなどに相談してください。



主な相談窓口

①高齢者の総合相談

窓口：地域包括支援センター（P9）

高齢者や家族からのさまざまな相談に対応します。

介護や介護予防、保健・福祉サービスの内容や利用の仕方、手続きの代行などを支援いたします。

また、高齢者の権利を守るために、高齢者虐待の防止や解決の支援なども行います。

※**高齢者虐待**：高齢者が虐待にあっているのではと疑われる場合や虐待しそうな場合は早急にご相談ください。プライバシーを保護して、身の安全の確保や問題解決を支援します。

②成年後見制度に関する相談

窓口：成年後見センター

☎ 0942-30-2732

FAX 0942-34-3090

成年後見制度の利用に関する助言や法定後見等申立てに関する手続きなどの相談・助言を行います。

※**成年後見制度**：認知症や知的・精神障害などにより判断能力が十分でなくなった人の権利や財産を守ったり、意志決定を支援する支援者を裁判所に決めてもらう制度です。

③日常生活自立支援事業

窓口：社会福祉協議会

☎ 0942-34-3077

FAX 0942-34-3090

認知症や精神障害など判断能力が不十分で、親族等の援助が得られない方が自立した生活を行えるように、日常的な金銭の出納管理や福祉サービスの利用手続き等について、相談・支援を行います。

④ボランティア

窓口：市民活動サポートセンター（みんくる）

☎ 0942-30-9067

FAX 0942-30-9068

市内を中心に活動している市民活動団体の情報やボランティア募集の情報などを提供していますので、ボランティアの支援を受けたい、またはボランティアとして活動したい方はご利用ください。

ホームページアドレス

<http://ksc-minkuru.com>

⑤一般的な相談

窓口：広聴・相談課

☎ 0942-30-9017

FAX 0942-30-9711

市政に関する要望、意見、苦情等をはじめ、日常生活から生じる心配事や悩み事、紛争等について、内容に応じて、弁護士や司法書士、行政相談員等の専門家が適切なアドバイスや情報提供を行います。

⑥技能活用・サービス相談

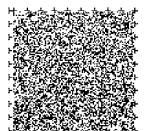
窓口：シルバー人材センター

☎ 0942-35-5229

FAX 0942-35-5974

炊事、洗濯、掃除等の家事援助や植木の手入れ、草むしり、大工工事、草刈、樹木消毒作業の他、障子・襖張りを同年代の高齢者がサービスを提供します。

また、65歳以上の高齢者のみの世帯及びお身体がご不自由な方の日常生活での「ちょっと困った」を、お手伝いするワンコインサービス“シルバーおてつだい”も行っております。（10分以内…100円、30分以内…500円）



お問い合わせ

介護保険課 (介護認定) ☎0942-30-9205(直通)
(介護サービス) ☎0942-30-9036(直通)
(指定・指導) ☎0942-30-9247(直通)
(介護保険料) ☎0942-30-9240(直通) FAX0942-36-6845
Eメール kaigo@city.kurume.fukuoka.jp (両課共通)

長寿支援課 (高齢者福祉・相談支援) ☎0942-30-9038(直通)
(介護予防・生きがい支援) ☎0942-30-9207(直通)
Eメール chouju@city.kurume.fukuoka.jp

地域保健課 (おたっしゅ出張講座) ☎0942-30-9033(直通) FAX0942-30-9833
Eメール ho-chiho@city.kurume.fukuoka.jp

田主丸総合支所 市民福祉課 ☎0943-72-2113(直通) FAX0943-72-3819

北野総合支所 市民福祉課 ☎0942-78-3553(直通) FAX0942-78-6482

城島総合支所 市民福祉課 ☎0942-62-2112(直通) FAX0942-62-3732

三猪総合支所 市民福祉課 ☎0942-64-2313(直通) FAX0942-65-0957

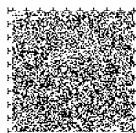


セーフコミュニティ国際認証都市 久留米市

— みんなで取り組む安全安心まちづくり —



国際認証都市
くるめ



各ページに記載されている、音声コードをスマートフォン用音声コードリーダーアプリ「Uni-Voice」(iOS/Android) 及び視覚障害者向けアプリ「Uni-Voice Blind」(iOSのみ) で読み取ることで、文字情報を音声で読み上げると同時に、テキストにて画面表示されます。お持ちのスマートフォンに、音声コードリーダーアプリ「Uni-Voice」(iOS/Android) 及び視覚障害者向けアプリ「Uni-Voice Blind」(iOSのみ) のインストールが必要です。

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。



禁無断転載 ©東京法規出版